

鎌ヶ谷市中央商店会会則

鎌ヶ谷市中央商店会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は鎌ヶ谷市中央商店会と称し事務所を会長宅若しくは会長の事業所に置く。
- 第2条 本会は原則鎌ヶ谷市初富駅を中心に半径2km以内を区域とする商業者及び本会の主旨に賛同する者を正会員とし組織する。
大型店（店舗面積1000㎡以上）は特別会員とする。
- 第3条 本会はお客様へのサービス、会員の親睦、業界の相互発展を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するための事業を行う。
(1) お客様へのサービスとその研究
(2) 会員間の親睦と慰安及び店員並びに従業員等の福利厚生。
(3) 経営研究・接客・経理・宣伝・陳列・商品管理・仕入・販売等。
(4) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会議

- 第5条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。
- 第6条 定期総会は毎年1回開催し、会長がこれを招集する。
臨時総会は会長がそれを必要と認める時、又は役員のお分の1以上の要求のある時はこれを開催する事が出来る。
- 第7条 総会は委任状を含む全会員の3分の1以上の出席を以て成立し、出席人数の過半数により議決する。委任者は総会の議決に異議なきものとする。
- 第8条 総会は下記の議案について審議し議決する。
(1) 前年度事業及び決算。
(2) 本年度事業計画及び予算。
(3) 役員を選任。
(4) 会則の改廃。
(5) 基本財産の処分。
(6) その他。
- 第9条 役員会は会長がこれを招集し会の運営に必要な事項と審議々決する、但し役員のお分の1以上の出席が無い時は会議を開くことが出来ない。

第3章 役員

第10条 本会は下記の役員を置く。

なお、役員の任期年度は第22条に定める会計年度に合せる。

会長1名、副会長3名以内、理事若干名、会計1名、副会計1名、監事1名、会計監査1名、班長4名、委員長4名。

班長及び班の編成の変更は総会で承認を得る。

委員会は下記の通り構成し、各副委員長は担当副会長があたる。

☆「販促事業委員会」販売促進に関する事業等。

☆「販促情報委員会」販売促進に繋がる情報発信に関わる事業等

☆「組織強化委員会」会員増強及び会員店発展の為にに関する事業等。

☆「福利広報委員会」会員の親睦並びに福利に関する事業等。

1. 各委員長は、担当副会長に意見を求め委員会を組織する。
2. 各委員長は必要に応じて、委員会を招集し事業に関わる協議を行う。
3. 各委員長はその年の9月までに、その事業に関わる翌年度の事業内容及び予算計画を会長あてに報告する。

第11条 会長は総会において会員の中より選出され、本会を代表し会を総括する。

第12条 副会長は会長が選任し総会の承認を得、会長を補佐し事故ある時はこれに代わる。

第13条 役員は総会において会員の中より選出され本会の運営に必要事項を審議する。

第14条 監事と会計監査は総会において会員の中より選出され年1回以上監査を行い総会において結果を報告する。

第15条 会計は総会において会員の中より選出され会計を行う、副会計は会計を補佐し事故ある時はこれに代わる。

第16条 役員の任期は2ヶ年とする、但し再選を妨げない。

なお、当該年3月に、役員の改選について現会長を長とし正会員の推挙にて選出された正会員6名とで役員選考委員会を組織し、立候補・他薦等にて次期役員を選出する。選出された役員は総会にて審議され承認をもって就任するものとする。

第4章 顧問・名誉会員

第17条 本会は顧問を置く、顧問は役員会において推挙され会長の依頼によって意見を進言する。その顧問の地位については会員の立場を問わない。正会員として長きにわたり（概ね10年以上）協力いただいた会員が廃業等により大会された場合には、名誉会員としての地位を希望に応じて付与し、各事業活動に参加できるものとする。（附則2参照）

第5章 加入・脱会

第18条 本会の会員は第2条に該当する者であつて且つ本会に入会の申し込みにより役員会において承認した者、但し脱会は自由である。

第19条 本会の会員は次の事由によりその資格を失うものとする。

(1) 廃業 (2) 脱会 (3) 除名「第3条の目的達成に反したり名誉を棄損した者は役員の議決により除名することが出来る」。会員より休会の申し出があつた時は、役員会に計り最長6か月の休会を認める、その間の会費は免除するが、6ヶ月経過後、会費の納入がない場合は、脱会とする。

1. 脱会は希望を担当班長へ口頭若しくは文章にて伝えることとし、班長は翌月の役員会にて報告する。なお、その脱会の月までの会費は納めるものとする。

第6章 会計

第20条 本会の会計は、(1) 会費 (2) 寄付金 (3) 入会金 (4) 雑収入その他を以て当たる。

第21条 本会の会費は、年会費36,000円とする。

入会に際し入会金は無料とし、特別会員の会費は役員会において定め、本人の承諾を得て決定する。

尚、納入した会費は中途脱会でも返却しない。

2. 会費の納入し関し、原則指定口座への振り込みとし、会員の事情により班長が分納分を集金し、本会の定める方法（手渡し若しくは振込）にて、会計まで入金するものとする。
分納希望に於いては、別紙約定書を総会後に速やかに班長へ届けるものとする。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第23条 本会の予算案及び決算書は役員会において作成する。

第24条 本会の慶弔規定は別に定める。

第7章 会則改正

第25条 本会則は昭和48年5月29日に制定し、昭和49年6月16日改正、平成7年4月21日改正、平成14年4月10日改正、平成18年4月12日、令和4年5月11日、令和6年5月23日に改正され即日効力を発生する。

付則 1

【1】 慶弔規定

基本的に正会員を対象とし、会員歴1年以上である事を条件とする。

- | | | | |
|---|-----------------------------|----------------------|------------------------|
| 1 | 開 店 | 新規出店 | 10,000 円 (市内のみ) |
| | | 新装開店 | 10,000 円 (一部リフォームは対象外) |
| 2 | 結 婚 | (1) 本 人 | 10,000 円 |
| | | (2) 後継者 | 10,000 円 |
| 3 | 見舞金 | 火災 (事業所) | 10,000 円 (自宅兼用も含まれる) |
| | | 入院 (本人・配偶者) | 5,000 円 (同居1親等含む) |
| 4 | 葬 儀 | (1) 会員の死亡 | 10,000 円 |
| | | (2) 家族の死亡 | 5,000 円 (同居1親等含む) |
| 5 | 創業記念 | (1) 創業月より 5年毎に | 5,000 円 |
| | | ただし、入会后6カ年を経過した後とする。 | |
| | | 初回分は遡って1回分を支給する。 | |
| 6 | 上記以外の事柄については3役で定め役員会にて報告する。 | | |

付則 2

【1】 名誉会員規定

基本的に退会理由を問わず、正会員として活動履歴10年を超える会員を対象とする。退会希望時に、会員の希望により退会希望会員が名誉会員として申請し、役員会にて過半数の承認を得るものとする。

- | | | |
|---|--|--|
| 1 | 会費資格 | 名誉会員の会費支払いは無いものとする。ただし、寄付等についてはありがたく頂戴いたします。
会員資格として、議決権等は保有せず、将来の会則改定に於いて、会員資格を永久に保有するものではないことを承諾する。 |
| 2 | 事業参加 | イベント時に、イベント参加が可能とする。
<u>ただし、公式ホームページや紙面等にて会員としての紹介はせず、当番等が参加できるイベントに限るものとする。</u> |
| 3 | 慶弔規定 | 名誉会員本人の死亡時に葬儀見舞いとして金5,000円を支給する。 |
| 4 | 本則の規定は、本則が効力を発効する過去1年以内に退会された方全員へ希望の有無を確認し、申請できるものとする。 | |